平成２２年（フ）第２７１７号
福岡市西区横浜３丁目12番17号
債務者　大塚眞理子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２０号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目88番地　サバーブ那珂川206号
債務者　松尾　　龍
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２１号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目88番地　サバーブ那珂川206号
債務者　松尾加代子（旧姓倉住）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０９号
福岡市南区井尻３丁目25番10クードシャンスⅡ101号
債務者　須佐　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２７号
福岡市東区西戸崎１丁目２番45―107号
債務者　古川真沙美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２９号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　49棟304号
債務者　七田亜沙美（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３８号
福岡県宗像市三郎丸３丁目28番18号
債務者　高見不二雄
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８４号
福岡県春日市上白水７丁目104番地ファミールまどか201号
債務者　井上　光昭（旧姓鍬鎌）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９９号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目27番地　エクセレントフジ402号
債務者　高田　優子（旧姓櫻木）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２５号
福岡市南区若久２丁目33番11号
債務者　上原惠美子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２６号
福岡市南区井尻４丁目42番15―5301号
債務者　末永　律子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７５号
福岡市南区野間１丁目10番13号
債務者　吉田　詳人
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９１号
福岡市東区原田４丁目26番20号
債務者　津田　妙子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９７号
福岡市博多区博多駅南６丁目13番26号
債務者　嵩　　彰光
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１８号
福岡市早良区小田部４丁目11番５号
債務者　濱田　康則
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０１９号
福岡県大野城市大城５丁目18番５号　フレンドリー大城205号
債務者　倉地　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３２号
福岡市博多区千代４丁目18番18号
債務者　松下　行雄
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

第明治三二十種郵便物認可